

長与町農業委員会議事録

令和7年1月24日（金）

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和7年1月農業委員会総会

1. 日時 令和7年1月24日（金） 9時30分から10時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（12名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利
	5番 渡邊 章三	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	10番 柿本 透
	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎	

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（6名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	7番 谷口 勝久

5. 農地利用最適化推進委員 欠席委員（2名）

6番 吉川 直行
8番 尾崎 勝文

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
第2	第1号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		
第3	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員12人全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。

本日の欠席者は、6番 吉川 直行 推進委員 8番 尾崎 勝文 推進委員の2人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年1月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。7番 坂口 吉晴 委員、8番 池田 八千代 委員を指名いたします。

程第2 本日は、

第1号議案 農農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請が1件。

報告事項は 農地転用専決処分が1件。

及び行事報告を予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは、第1号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

整理番号 1

利用権を設定する者は、

長与町斎藤郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町斎藤郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、
所在 斎藤郷（地番）
地目 畑、
面積 1,869 m² です。
作物名は野菜。権利の種類は使用貸借です
期間は、令和7年3月10日から令和12年3月9日までの5年間です。令和2年から借り入れており、今回1回目の更新となります。
土地の所在を説明します。
図面の上に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
谷口 勝久 推進委員

推進委員 1月15日9時30分から、水谷会長、崎山委員、事務局職員2名と私の5名で現地確認しました。（使用貸人）の畠を（使用借人）が5年間更新するということで、しっかり管理もしていて問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

（挙手を確認 議長に報告）

挙手された農業委員が過半数を超えており、要請することに決定いたします
退席されていた ○○委員の入室を事務局から伝えてください。

（○○委員 着席後）

○○委員に申し上げます。

申請があった、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、要請することに決定いたしましたので報告いたします。

これから、報告事項にうつります。

農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

農地転用専決処分の報告です。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。土地区画整理事業にかかる転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1枚目が土地利用計画平面図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、(氏名) 時津町 (地番)

譲渡人は、(会社名) 大阪市北区 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

高田郷 (地番) 面積 383 m²

椿林土地区画整理事業の街区としては記載のとおり、(街区番号) 面積 120.26 m²です。

3. 申請日 令和6年12月23日

4. 専決処分の日 令和7年 1月 6日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年1月24日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を事務局から説明をお願いします。

(令和7年1月行事報告)

最後に、2月の日程について事務局からお願いします。

事務局 2月の日程ですが、総会を26日（水）の午前9時30分からはいかがでしょうか。

（異議なし）

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了致します。